総合的な都市計画の推進へ

主要施策の方向

将来の見通し

関係市町村で検討中の計画、または今は将来に残された問題である。

区画整理

区画整理事業は、街路事業に次いで広く計画決定をみている業種であり、表2のとおり、現在六市町で一〇地区八二七㌶が施工されている。しかし、熊本市や八代市では、人口および交通密度が継続して急速に高まっているため、市の周辺部がなかば無統制に市街地化する傾向があり、現行の区画整理事業だけでは、とうていさばききれない状況になっている。特に国道など幹線道路沿いは、いわゆるスプロール状に深さを持たない市街地部分が雑然と伸びて、その景観からいっても、また土地利用の観点からみても、好ましくない状態になっている。

<表2> 区画整理事業の実績（昭31～38）

区分	都市計画法適用市町村	区画整理実施市町	施工地区数	合計面積 (ha)	摘要
総数	21	8	19	946	収容予想人口 95千人
施行済	21	5	9	119	12
施行中	21	6	10	827	83

下水道

下水道施設の計画がなされている市町村は、熊本市のほか九市町村で、うち五市町村で施工されており、投資額は、表3のとおり、過五カ年間に五倍強と著増している。

しかし、熊本市の公共下水道事業以外は、計画の部分的施工または浸水防除程度の施設工事であって、本格的な下水道整備は今後に残されている。

公園緑地

公園緑地は、現行の都市計画区域内に一一二箇所、四三七㌶が計画されているが、うち七四箇所一六一㌶が開設されて、進捗率は面積で五一％になっている。これは、区域住民一人当り一・四m^2で、法定基準の四六％に過ぎない状況である。

その他の都市施設

都市計画で施工されるその他の事業としては、駐車場、広場、自動車ターミナルなどの交通施設や、防災街区造成、風致地区指定などがあるが、その必要性に迫られながら実績は少なく、いずれも今後充分に配慮すべき問題になっている。

以上の現況から、次のような問題点が指摘される。

① **人口動態に対応した都市計画**

熊本市と八代市は今後も継続的な人口の増加が見込まれ、また、荒尾市、玉名市、宇土市とその周辺は、新産業都市建設計画の進展にともなって市街化区域が拡がるものと予想されるので、これらの区域にあっては、現在の動向に一歩先んじた都市計画施策が必要である。

② **個性を強化する機能的都市計画**

熊本市は、産業、経済、文化、教育、行政などすべての社会関係に中枢的に機能する総合都市として、また他の市町村は、それぞれの産業、経済その他の特性に対応する中核都市として、いずれもその機能が強化されるように考慮しながら、都市計画をすすめる必要がある。

③ **発展方向を見通した用途地域**

各都市の発展方向を見通し、その上に立って土地利用計画を定め、用途地域を指定すべきであるが、すでに決定のある市においても、実情に応じてその変更または追加決定を行なう必要がある。その場合、工業化をめざす都市にあっては、公害を防止する用途地域の配慮が望まれる。

④ **スプロールを防止する区画整理**

熊本市や八代市など急速に人口が増えている区域では、用地需要が先行し、区画整理が後手にまわらざるを得ない状況であるが、市の郊外に抜ける幹線道路沿いについては、可能な限り区画整理を促進してスプロール化を防止し、統制のとれた市街地化をはかる必要がある。

⑤ **市民生活を快適にする都市施設**

熊本市以外の主要都市では、今後本格的な下水道施設の建設を検討すべきであり、また熊本市を含めた各都市とも公園緑地の開設を促進し、都市人口一人当り六m^2、市街地人口一人当り三m^2の水準に到達するようつとめる必要がある。さらに、交通混雑の著しい区域、または交通密度が急速に高まることが予想される区域では、駐車場、広場、自動車ターミナルなど都市施設の整備を急がなければならない。また、本渡市の大火など最近頻発する都市火災の実態を検討して、防災街区の造成を促進する必要がある。

<表3> 下水道事業の実績 （単位：百万円）

区分	昭33 (A)	34 金額	34 対前年比	35 金額	35 対前年比	36 金額	36 対前年比	37 金額	37 対前年比	38 金額 (B)	38 対前年比	伸び率 B/A (%)
事業費	43	54	125	68	125	123	180	161	130	220	136	512

後県が指導する都市計画は、表4のとおりである。なお、これらの都市計画事業の効率的な推進をはかるため、都市事情の変化と関係機関の施策の動向を予測する必要があるが、現在考えられる都市計画上の前提となる事項は、次のとおりである。

都市事情の変化

① 熊本市と八代市は、今後も引き続いて人口が増える。

② 新産業都市指定区域内の居住人口も増え、将来は全県の七〇％程度になる。

③ 新産業都市の建設がすすみ、多数の企業が建設され、企業活動が活発になる。

④ 観光拠点としての特性をもつ都市では、観光事業が大幅に伸びる。

⑤ 各都市とも交通量が大幅に伸びる。

都市計画施策の動向

① 政府の住宅策が強化されつつある。

② 新産業都市建設基本計画の中で、都市計画部門の実施計画が定められ、重要な事業が逐次実施される。

③ 熊本市ではマスタープランを定め、また他の市町村でも計画の決定または変更を検討している。

<表4> 今後の都市計画

市町村名	街路	用途地域	区画整理 復興	区画整理 一般	下水道 公共	下水道 都市	公園	緑地	墓地	防火・準防火地域	風致地区
熊本市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
八代市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎
荒尾市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	
玉名市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	
宇土市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	
本渡市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	
代市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	
吉尾市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	
尾市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	
俱市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	
名市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	
渡市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	
鹿市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	
深市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
池市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
土市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
角市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
橋市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
洲市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
宮市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
蘇市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
陽市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
北市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
浦市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
本市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
島市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
熊市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
八市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
人市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
荒市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
水市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
玉市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
本市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
山市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
牛市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
菊市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
宇市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
三市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
松市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
長市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
一市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
阿蘇市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
蘇市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
鏡市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
芦市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
湯市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
植市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	
松市	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎	

注）1. ◎印は、昭和45年まで現計画を継続、または変更、または新規に計画を定めるもの。
2. ○印は、55年までに新規に計画を定めるもの。

基本方針

総合的都市計画の推進

都市の社会的機能と市民生活とが調和して向上するように、都市の発展方向をふまえた土地利用計画を定め、用途地域を決定して総合的な都市計画を推進する。

市民生活の環境整備促進

下水道、公園緑地、土地区画整理など、市民生活を快適にする都市施設の整備促進をはかる。

機能的都市施設の整備促進

駐車場、広場、自動車ターミナルなど、交通施設の整備を促進して、都市機能の能率化をはかる。

このため、次のような主要施策を中心として、都市計画事業の効率的な推進をはかる。

① 土地利用計画と地域地区制の整備

② 都市施設の整備

地域別施策の方向

新産地域

熊本市は、県内外に重要な影響力をもつ都市として、観光拠点としての特性をもつ都市として、観光事業が大幅に伸びる。

消費者行政の窓口決まる

—県企画一課で連絡調整を—

国民経済の著しい発展に伴い、生活水準、生活構造も、より合理化、高度化をとげようとしているが、こうした中で、国民の消費生活に及ぼす行政の手も、よりキメ細かになってきている。

県における消費者行政の業務をみてみると、まず台所に身近なところで、農政部で行なっている青果物、食肉類の需給調整、価格対策や、卸売市場行政。食品類、医薬品類の製造、販売、標本事項の規制などが衛生部。

繊維製品、電気製品などの品質表示の指導は商工水産部で、宅地建物取引の規制や、地代家賃などの規制は土木部で取り扱っている。

またこの外、新生活運動や消費生活協同組合の指導など、衣食住の各分野に関連業務がある。

ところで、県ではこうした消費者行政をさらに充実させるため、企画一課に、消費者行政の窓口を設けることとした。

従来のタテ割りの形を、有機的に連絡調整すると共に、県民生活安定のための、基本的経済方策を計画しようとするものである。

なお具体的な施策は、それぞれの関係部課で行なわれることになる。

国では、昭和三九年に出された臨時行政調査会の「消費者行政の改革に関する意見」に基づいて、経済企画庁に国民生活局を設置し、各省庁の消費者行政を総合調整しようとはかっているが、県もこれに対応する措置を講じたわけで、今後、県民生活の向上に果たす役割が期待される。